

第2章 理念

私たちを取り巻く様々な状況は常に変化しており、その中で望ましい社会を実現していくためには、目指すべき環境像や方向性を明らかにして、全員が丸となって責任と役割の分担のもと、取組を進めていくことが重要です。そして、私たちが目指すべき環境像を実現することが、国際社会や日本における様々な環境問題の解決に向けた地域レベルの貢献につながっていきます。

本計画では、上位計画である福井市総合計画との整合性を図りながら環境面から推進していくため、全体的な方向性を整理していきます。





1 望ましい環境像

福井市の環境の特徴は、きれいな水・空気や豊かな緑に象徴されており、誰もがその貴重な自然財産の恩恵を享受できることから、福井市の環境は現在良好な状態にあると言えます。

しかし、視点を地球規模に変えて見てみると、水・食糧問題や地球温暖化問題、資源問題など、世界的に解決が求められている問題が山積しています。

私たちは、日常生活や事業活動などにおいて、自然の恩恵を受けながら、逆に自然に負荷をかけていることを深く意識せず、普段何気なく過ごしています。その結果、人間も自然の一部であるということを忘れ、自らの快適さを追求し、現在の大量消費・大量廃棄に象徴される社会システムを形成してきました。

私たちは、素晴らしい福井市の環境を守り育て、未来へつなぐ責任を持つとともに、国際社会の一員として、地球規模の問題も考えながら行動していく責任も持っています。その責任を果たし、世界の人々や子孫に誇れる福井市を作っていくため、望ましい環境像をここに定めます。

望ましい環境像

みんなで協力して未来へつなぐ
環境にやさしい持続可能なまち・ふくい

望ましい環境像を実現していく主役は、「誰か」ではなく「みんな」です。つまり、社会を形作っている様々な主体（市民^{※1}・市民組織^{※2}・事業者・行政）が、お互いに手をたずさえながら実現していくものです。

望ましい環境像は、実現することだけが目的ではなく、それを将来にわたって守り育てていくことこそが本当の目的であり、それは私たち全員の願いでもあります。

※1 市民には、市内における滞在者（通勤者、通学者、観光客など）を含めます。

※2 市民組織とは、NPO や自治会など公益的な活動を行うために組織された営利を目的としない団体を指します。

2 取組の全体的な方向性

望ましい環境像を実現するため、取組の全体的な方向性を次のとおり定め、各主体が活動するときには常に配慮することとします。





①福井市の自然や都市環境を守り育て、将来に伝えていきます

環境に関する取組を考える上で、最初に出てくるのが身近な環境です。全ての生き物が健全に生きていくためには、空気・水・土がきれいに保たれていなければならない、排気ガスや排水によって汚してしまわないよう気をつけなければなりません。また、生き物が生息環境を失ってしまわないよう、開発行為などにおいて過剰な自然破壊を抑制しながら、総合的に創造を図っていくことが求められます。

また、私たちが快適で文化的な生活を過ごすためには、におい、音などが不快にならないよう保っていく必要があるほか、自然とふれあう機会の創出や、美しい景観の創造、歴史的文化的遺産の保全なども重要です。

私たちは、人間も含めて様々な生き物が住む「福井市」の環境をより良好な状態にして将来に継承していくため、様々な取組を進めていきます。

②地球規模の環境問題に対応していくため、持続可能な社会づくりを進めていきます

世界経済の発展に伴って、鉱物や化石燃料などの様々な天然資源が大量に消費され、温室効果ガスの排出による地球温暖化や、資源の枯渇など、地球規模において将来にわたる環境問題が表面化してきています。そのため地域社会においても、まちづくりや日常生活など様々な場面でエネルギーや資源の利用を見直して、省エネや3R^{※1}に取り組み、低炭素型かつ資源循環型の持続可能な社会を構築していくことが求められています。

私たちは地球に住む仲間の一員として、地域だけではなく、「地球全体」の環境にも配慮しながら、取組を進めていきます。

※1 3R

3Rとは、R educe(リデュース)・R euse(リユース)・R ecycle(リサイクル)の頭文字をとったものです。それぞれ「廃棄物を減らす」、「使えるものは繰り返し使う」、「使えなくなったら分別し、資源化する」といった意味があります。

③全員が協力して、計画を推進していきます

エネルギーや廃棄物などに関する環境問題の多くは、市民・市民組織・事業者・行政全ての主体が関与してくるため、各主体が目的を共有し、全員が協力しながら計画を推進していきます。

3 各主体の責務

より良い環境の創造に向けた取組の実施主体となる市民・市民組織・事業者・行政は、環境に関する様々な課題について正しく理解し、それぞれの責務に基づいて自主的な取組を計画的に進めていきます。

ここでは、取組を進めていく上での各主体の責務を示します。

市民

市民は、個人や家庭における環境の取組を進めるため、エネルギーの消費や廃棄物の排出など、日常生活に伴う様々な環境負荷の低減に努めるとともに、より良い環境の創造に向けた活動に取り組みます。

また、地域社会の一員として、市民組織や事業者の環境活動に積極的に参加・協力するとともに、行政が実施する環境に関する施策に協力します。

市民組織

市民組織は、それぞれの組織の特徴を生かし、より良い環境の創造に向けた活動に取り組むとともに、組織活動に伴う環境負荷の低減に努めます。

また、地域社会の一員として、他の市民組織や事業者の環境活動に参加・協力するとともに、行政が実施する環境に関する施策に協力します。

事業者

事業者は、法令に基づく規制基準などを順守するとともに、調達・生産・流通など事業活動の各段階における環境負荷の低減に努めます。また、事業者は消費者や地域社会と関わっていることから、その社会的な責任に基づき、自らが環境活動に取り組むとともに、環境に配慮した製品を提供するなど、より良い環境の創造に向けた取組に努めます。

また、地域社会の一員として、市民組織や他の事業者の環境活動に参加・協力するとともに、行政が実施する環境に関する施策に協力します。

行政

行政は、自然的社会的条件に応じて、より良い環境の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、必要な制度を整備するなど、市民・市民組織・事業者の取組を促進するための仕組みづくりを進めていきます。また、計画を先導するために、率先して事業活動における環境負荷の低減に努めます。

また、地域社会の一員として、市民組織や事業者の環境活動に参加・協力します。

